

議案第147号

不動産運用基金条例の一部を改正する条例案

不動産運用基金条例（昭和39年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事業」を「事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第1号及び第2号に掲げる施設（自動車ターミナル及び墓園を除く。）の整備に関する事業に限る。）」に、「以下基金」を「以下「基金」」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

不動産運用基金を充てる対象となる事業の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

不動産運用基金条例 (抄)

(設 置)

第1条 本市事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第1号及び第2号に掲げる施設（自動車ターミナル及び墓園を除く。）の整備に関する事業に限る。）に必要な不動産（附属物件、工作物及び借地権を含む。）の取得及びこれに伴う補償に要する資金に充てるため、不動産運用基金（以下基金 という。）を設置する。
「基金」